

平成 25 年 第 2 回

小海町議会定例会会議録

「第 1 日」

* 開会年月日時 平成 25 年 6 月 3 日 午前 10 時 00 分

* 閉会年月日時 平成 25 年 6 月 3 日 午後 4 時 00 分

* 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

開 会

議長 皆さん、おはようございます。平成 25 年第 2 回定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。本年も早 6 月となりまして梅雨の季節を迎えました。本年は 3 月になり暖かい日々が続き春の訪れが早かった訳ではありますが、その後の天候不順や降水量の不足により農作物への影響が心配されているとことでもあります。そうしたなかで例年よりもかなり早く梅雨入りとなりましたが、適度なお湿りと災害のないような順調な季節の移り変わりを望むところでもあります。国政におきましては昨年末に安倍政権が誕生しデフレからの脱却を掲げ、様々な経済政策が推進されようとしています。国民の消費や企業業績の改善に多少の変化が見られますが、早く地方の景気に改善の兆しが現れるようになって欲しいと望むところでもあります。さて本定例会は 4 月に議員の改選が行われ、初めての定例会であります。それぞれの議員が町民の大きな期待を背負って議会に臨んでいることと思います。新しく議員になられた方もおります。議会人としての誇りと品格を持ち町民の負託に沿うように、議会活動に邁進するとともに、町民福祉の向上と町の発展という大道を胸に、円滑な議会運営に協力をいただきますようお願いをいたします。ただ今の出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成 25 年第 2 回小海町議会定例会を開催いたします。これから、本日の会議を開きます。なお暑いようでしたら、上着を脱いでいただいで結構です。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長	<p>日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において第 3 番 篠原義従君 及び 第 4 番 篠原憲雄君を指名いたします。</p>
<p><u>日程第 2 「会期の決定」</u></p>	
議 長	<p>日程第 2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきまして、去る 5 月 17 日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。</p> <p>議会運営委員長 篠原恒一君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。本日招集の、平成 25 年第 2 回小海町議会定例会の運営につきましては、去る 5 月 17 日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は報告 6 件、条例改正案 4 件、補正予算案 1 件の合計 11 件であり、会期は本日より 6 月 14 日までの 12 日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日、午後 5 時までとしますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。</p> <p>会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び、全員協議会を開催いたします。今のところ、一般質問が 1 日で済めば 7 日午前 10 時から、2 日間の場合は 7 日の一般質問終了後に合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。なお、本日の昼休み 12 時 30 分から議会運営委員会、および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり 本日から 6 月 14 日までの 12 日間にしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
2 番議員	<p>3 ページの小海町議会定例会日程につきまして議長にお尋ねいたします。6 月 14 日の開会時刻が 14 時になっておりますが、会議規則第 9 条によりますと、ただし書きのなかに議長が必要と認める時には会議時間を変更することができる旨が書いてありますが、その変更する必要な理由を議長にお尋ねいたします。</p>
議 長	<p>6 月 14 日の開催時間 14 時からとなっておりますが、その理由ということですね。会議の審議する内容についてその時間で充分たりるものであることによるものです。</p>
2 番議員	<p>議長は必要があると認める時は会議時間を変更することができる、ただし出席議員 2 人以上から異議がある時は討論を用いないで、会議に諮って決めると 2 項に書いてありますが、そうしますと議長は必要ではなく不必要だから</p>

	<p>時間を短くしたということでありませうか。この規則からいけば、必要があると認める時に会議時間を変更することができるということは、10時から5時までの会議時間のなかで延長等がある場合、ここで言う必要というのは時間が必要となった時に、初めて議長は会議時間を変更することができる、従って出席議員がいるというなかでありますので、会議時間の変更については若干いささか違和感を感じるものでありますし、また佐久広域全体のなかを聞いてみますと、川上村では3月の定例会の時には全国町村会長をやったり県の会長をやったり、あるいは学校行事にぶつかったりする時には、2時、3時ということはあるが、本来の定例会は全て会議規則にのっとって10時からということでありませう。南牧村におきましては前回の議会の時には午後からということもありましたが、現在は9時から懇談会をし10時から会議規則にのっとってやっているとのこととございませう。南相木村も10時から、北相木村は10時からが原則であります、臨時議会の時に必要に応じて3時からというように臨時議会においてはあるとございませう。佐久穂町は小海町と同じように2時、3時からというようにございませう。北佐久郡では立科町も10時から、御代田町も10時から、軽井沢町は必要に応じて2時から3時に開催することもあるとのこととございませう。佐久市、小諸市はやはり市でありますので会議規則にのっとった10時から開会しているということとございませう。県町村会にお聞きしたところ、10年程前は2時、3時に開会する自治体が多かったとございませうが、昨今の社会情勢の変化により住民の皆さんの議会に対する意識、あるいは議員報酬の日当制などと言われるようになってからは2時、3時に開催する自治体が少ないとございませう。統計は取っていないけれども、県町村会では10年前はそういったケースが多かったが、今は10時からというのがほとんどだとございませう。今回の定例会は議会運営委員会の皆さん始め、大変ご尽力された訳とございませうから、やむを得ないと思ひますが、この次からは会議規則にのっとって10時開会ということが、私は妥当だと思ひます。もし10時からやりまして時間がありませんたら、一般質問を2日取らなくとも最終日に現地視察あるいは全員協議会をやるなど対応ができるのではと思ひますので、次回からはぜひ会議規則にあるように会議規則を守られて10時に開会することを申し述べまして、私の発言を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>ただ今近隣の市町村の状況を詳細に報告していただきました。ご意見としてはお聞きしておきます。この次からのことに関しては、ここでどうというものではないと思ひます。先程議会運営委員長から報告がありましたとおり、5月17日の議会運営委員会において決定した事項でありますので、そのように従っていただきたいと思ひます。</p>
2番議員	<p>時間につきましては議会運営委員会ではなくて議長の専権事項だと思ひま</p>

	す。議長が必要と認める時に変更することができるということでありますので、その点もぜひお含みをお願いいたします。
議長	変更するのであれば議長がそのような判断をするかもしれませんが、会議のなかでそういった方向で良いということでもありますので、あくまで議長が専権事項だからといって変更するものでもないと考えます。他にご異議ございませんか。
(異議なしの声)	
議長	「異議なし」と認めます。したがって本定例会の会期は、本日から6月14日までの12日間ということを再度確認したいと思います。 なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げてありますので、よろしくお願いいたします。
<u>日程第3 「町長招集あいさつ」</u>	
議長	日程第3、町長より招集あいさつをお願いします。 町長、新井寿一 君。
町長	皆様おはようございます。議員の皆さん任期初の定例議会でございます。平成25年第2回定例議会の開会のご案内を申し上げところ、大変お忙しいなか、全議員のご出席を賜り定刻に開会できますことを心より御礼申し上げます。本当にありがとうございます。ただ今鷹野議長さんからもご挨拶にございましたけれども、安倍政権内閣が誕生しデフレ脱却と経済再生、大震災からの復興、外交や安全保障など強い日本をつくるための政策を展開し、平成24年度大型補正予算の執行、25年度予算の成立、内閣誕生後円安株高など明るさも見えていますけれども最近株価の乱高下も激しく、市場金利の上昇、物価高など不安と先行き不透明感を国民は感じているところでございます。着実な経済の回復を期待するとともに、今後賃金の動向など我が地域経済への波及効果について見極めが大切であると強く感じております。このようななか東日本大震災から2年3カ月が過ぎようとしておりますが、未だ復興復旧の遅れと原子力発電所収束の長期化が続いております。国民誰もが1日も早い避難解除と収束、そして復興を願っていると思います。被災地を思う時、これからゲリラ豪雨等、我が地域にもいつ災害に見舞われるか分かりません。その備えの大切さを再認識するとともに、元気な子どもたちの歓声や笑顔に触れ、災害のない地域に住んでいる幸せを感じながら、災害に強い町づくりを目指してまいります。さて町の高原野菜については5月20日より出荷が始まったとお聞きしております。今年は春先の寒暖の差が大きく、その後雨不足など天候不順の日が続き、春先から農家の皆さんは大変なご苦労をされておりますが、本年こそは笑顔で秋を迎えられるよう強く願っているところで

あります。また町も平成 25 年度 2 カ月が過ぎ、凍上災害復旧工事等に着手するなど今後も町民からの要望に応え、一つひとつしっかり事業に取り組んでまいりますので議員の皆様の特段なるご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。続きまして、本定例会に提案申し上げます議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。報告第 2 号 小海町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い、復興特別所得税創設による、ふるさと寄付金控除の見直し、消費税増税による住宅ローン控除の対象期間の延長、延滞金の特例の見直しなど、所要の改正をしたものです。報告第 3 号 小海町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の定数を 192 人から 3 人減じて、189 人としたものです。以上 2 件につきましては、4 月 1 日付で専決処分しましたので、ご報告申し上げます。報告第 4 号 平成 24 年度一般会計補正予算（第 8 号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 1,543 万 7 千円を追加し、総額を 40 億 0,361 万 2 千円としたものです。主な要因は精算によるものでございます。歳入につきましては、自動車取得税等各種交付金が 589 万 7 千円、特別交付税が 9,425 万円、使用料及び手数料が 549 万 4 千円、国庫支出金が 758 万 9 千円、諸収入が 287 万 3 千円それぞれ増額になったほか、分担金及び負担金が 105 万 4 千円、県支出金が 300 万 6 千円減額となり、過疎債の借入を 60 万円減額したものでございます。歳出につきましては、総務費で基金積立を行ったことにより 1 億 6,538 万 6 千円増額になったほか、民生費が特別会計との繰り出し等により 1,307 万 5 千円、衛生費で 586 万 6 千円、商工費で 1,338 万 3 千円、土木費で 755 万円、教育費で 395 万 9 千円、災害復旧費で 560 万 8 千円それぞれ精算減額を行ったものです。報告第 5 号 平成 24 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に 226 万 5 千円を追加し、総額を 5 億 5,046 万 5 千円としたものです。主な要因は精算によるもので、歳出で、保険給付費が 676 万 5 千円減額になったこと等により、予備費を総額 1,374 万 2 千円といたしました。報告第 6 号 平成 24 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,353 万 8 千円を減額し、総額を 6 億 2,186 万 2 千円としたものでございます。主な要因は精算によるもので、歳入につきましては給付費の減に伴う国庫支出金等の精算によるもので、歳出につきましては、保険給付費が 925 万 7 千円、地域支援事業費が 357 万 7 千円精算により減額になりました。報告第 7 号 平成 24 年度小海町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳入歳出予算の総額から 37 万 2 千円を減額し、総額を 3,020 万円としたものでございます。主な要因は精算によるもので、下水使用料 40 万円が減額となりました。以上 4 件につきましては、3 月 31 日付で専決処分いたしましたの

で、ご報告申し上げます。議案第 22 号 小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては国民健康保険運営協議会の答申に基づき、平成 25 年度国保税の税率の減額改定のほか、後期高齢者医療制度により単身世帯になった場合の軽減特例の拡大、及び東日本大震災に係る譲渡所得の特例について改正を行うものでございます。議案第 23 号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現在国家公務員を対象に行なわれている東日本大震災復興財源確保のための 7.8%の、給与減額措置を 7 月より地方公務員にも拡大するための交付税削減措置を踏まえ、一般職と特別職の職員給与を臨時的に減額することとし、特別職の職員で常勤の者の給与については報酬等審議会の答申を経て、7.77%の給料減額を平成 26 年 3 月までの 9 ヶ月間実施するものでございます。続きまして議案第 24 号 小海町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、教育長も同様、特別職報酬等審議会の答申を受け 7.77%の給料減額を平成 26 年 3 月までの 9 ヶ月間実施するものです。議案第 25 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては特別職同様、一般職の職員給料も国並み減額の措置を受け、7 月からの 9 ヶ月間、4.77%から 7.77%の給料減額を行い、給与水準の引き下げを実施するものでございます。議案第 23 号でも申し上げましたが国は東日本大震災に対処する必要性に鑑み、給料引下げを行ない、地方公務員給料の引下げを求め、地方交付税減額を一方的に決定いたしました。地方交付税は地方個有の財源であり、特に財政力の弱い我が町にとり一方的な削減は地方自治の根幹を揺るがしかねない大きな問題であります。しかし一方町の財政、町民の理解を得ることは難しく、職員の協力を得て減額することといたしました。続きまして議案第 26 号 平成 25 年度一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出の総額からそれぞれ 621 万 4 千円を追加し、総額を 35 億 8,621 万 4 千円とするものです。主な補正内容は、4 月の人事異動と国の給与減額措置に伴う人件費減額等で、歳入につきましては、凍上災害復旧事業の設計労務単価の変更による工事費増額に伴う国庫負担金 200 万円の増額のほか、地域発元気づくり交付金事業が採択されたことによる県補助金 174 万 9 千円と、宝くじコミュニティ助成事業が採択されたことによる雑入 260 万円の増額を見込みました。歳出につきましては、人事異動及び特別職一般職の職員給料を国並みに減額する措置により、職員人件費を 3,682 万 9 千円を減額しました。農林水産費には、県の地域発元気づくり交付金事業が採択されたことによる、そばの里づくり事業追加分 72 万円、八ヶ岳大幹林道の補修工事費 140 万円を増額、商工費には、同じく地域発元気づくり交付金事業採択による商店街活性化事業として 201 万円、子宝観光ルートの整備として宿渡お子安さん遊歩道改修工事 237 万円を計上、また、宝くじ

	<p>コミュニティー助成金事業が採択されたことにより、イベント用備品 202 万 5 千円、消防費にも同じく防災用備品 98 万円を新たに計上いたしました。土木費には、道路橋梁費で小倉原線、大州除ヶ線用地測量分筆委託料 570 万円と本村親沢線、川久保八那池線、小倉原線、川平橋、馬流清水線の 5 路線の測量設計委託料 623 万 5 千円を増額し、また川久保八那池線と東馬流橋の工事費の組み替え等により 400 万円を減額いたしました。教育費には小海小校舎バルコニーの修繕費 170 万円と国際交流員交代に伴う旅費、災害復旧費には、平成 25 年度凍上災害復旧事業の設計労務単価上昇に伴う事業費増分 884 万円を新たに計上いたしました。以上、本定例会に提案いたしました議案について概要を申し上げます。よろしくご審議のうえ、可決決定をお願い申し上げます。</p>
<p><u>日程第 4 「諸般の報告」</u></p>	
議 長	<p>日程第 4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程綴りの 4 ページ及び 5 ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします その他、報告事項のある方はお願いいたします。 以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><u>日程第 5 「行政報告」</u></p>	
議 長	<p>日程第 5、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。 町長、新井 寿一 君</p>
町 長	<p>それでは私の方から行政報告をさせていただきます。議事日程綴りの 6 ページ、7 ページに記載されておりますけれども、そのなかから 5 点報告させていただきます。1 点目でございますけれども開発公社の理事会、社員総会が 5 月 20 日に開催され、私が引き続き理事長の職を務めこととなり副理事長には豊里林野水利保護組合議長の鷹野稔理事に決まりました。監事には新たに佐藤二三雄議員が、専務理事に小池和利副町長が選任されました。後程専務理事に就任しました副町長より報告いたしますが、平成 24 年度事業報告等が承認されたところでございます。続きまして 2 点目といたしまして南佐久郡南部広域行政推進協議会定期総会が 5 月 27 日に北相木村で開催されました。総会で平成 24 年度の事業報告及び決算報告と、平成 25 年度の事業計画及び予算が審議され、それぞれ承認可決決定され、その後村内の諸施設を視察させていただきました。町からは正副議長、各常任委員長さんにご出席を</p>

	<p>いただきました。平成 25 年度の主要課題として中部横断自動車道の整備促進、特別養護老人ホーム美ノ輪の移築整備の推進など議論し、5 カ町村力を合わせて推進していくことを確認しあったところでございます。3 点目といたしまして長野県町村会の臨時総会が 5 月 28 日に長野市の県自治会館において開催されました。県町村会長に藤原川上村長さんが再任されました。また東信地区選出の理事に、引き続き佐久穂町長が選任同意されました。任期につきましてはこれから 2 年間ということでございます。4 点目といたしまして、中部横断自動車道工事発生土による町営グラウンド整備につきましては、B 面が完成し 5 月 13 日から使用されております。A 面も完成次第、使用開始しますが、今工事進捗状況中でございます。また千代里牧場につきましては牧場入口までの道路整備がほぼ完成し、仮設の橋梁、取り付け道路工事の完成を目指しております。完成し次第、特別牧区より運搬を開始する予定でございます。また今議会中に現地視察をお願いし、現地でご説明ができる機会を取っていただければ有難いと思っております。5 点目といたしまして音楽堂、水辺公園の土地借地料について 2 人の地権者と見直しについて交渉しております。現在半額でお願いしたということで引き続き交渉を進めているところでございます。またフィンランドヴィレッジのその後につきましては新たな賃借者の話が現在あり、町もその仲介を行っております。しかし賃貸契約、フィンランドヴィレッジの将来の取壊し等について、町は一切関与せず個人の責任において契約することを条件として合意をしているところでございます。この条件で地権者である畠山氏と賃貸希望者との契約が 6 月中に成立すれば、取壊し予算につきましては後の補正予算で皆減することになり、フィンランドヴィレッジと町の関係は全て解消することになります。また、この話が不成立の場合は当初予算において議決されました予算に基づいて、速やかに事業を執行してまいりますのでよろしくお願いたします。以上 5 点を報告させていただきます。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。 他に行政報告がありましたらお願いたします。</p>
<p>総務課長 町民課長 教育長 副町長</p>	<p>〔平成 24 年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告〕 〔特別職報酬等審議会の報告〕 〔小海町国民健康保険運営協議会の報告〕 〔中学校組合臨時会の報告〕 〔開発公社経営状況の報告〕</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。</p>

	ここで 11 時 10 分まで休憩とします。 (時に 10 時 57 分)
<u>議案の上程</u>	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (時に 11 時 10 分) これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、報告第 2 号から報告第 7 号及び議案第 22 号から議案第 26 号につきまして上程から付託まで、といたします。 それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第 6 「報告第 2 号」</u>	
議 長	日程第 6、報告第 2 号 「小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 7 報告第 3 号</u>	
議 長	日程第 7、報告第 3 号、 「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願い致します。
(質疑なし)	

議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 8 報告第 4 号</u>	
議 長	日程第 8、報告第 4 号 「平成 24 年度小海町一般会計補正予算（第 8 号）」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
（副町長説明）	
議 長	説明が終わりました。 ここで 1 時 00 分まで休憩とします。 （時に 11 時 49 分）
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 （時に 13 時 00 分） 議事に入ります前に、先程 12 時 30 分から議会運営委員会及び各常任委員長の合同会議を開催いたしましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。議会運営委員長 篠原恒一君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。 6 月 10 日(月) 午前 10 時 00 分より 総務産業常任委員会 視察あり 6 月 11 日(火) 午前 10 時 00 分より 民生文教常任委員会 視察あり なお、全体としての現地視察及び全員協議会につきましては、6 月 7 日合同で行ないます。また本定例会に付議される案件につきましては、新たに陳情 4 件を加えましたので、よろしく願いいたします。 以上で、報告を終わります。
議 長	日程第 8、報告第 4 号 「平成 24 年度小海町一般会計補正予算（第 8 号）」について これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で各款あるいは各項目ごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 補正予算書 7 ページ上段 第 2 表 繰越明許費 7 ページ下段 第 3 表 地方債補正 【歳入】 1 款 町税のうち 1 項 町民税 10 ページ上段

	2 項 固定資産税	1 0 ページ中段
	5 項 入湯税	1 0 ページ下段
	2 款 地方譲与税のうち	
	1 項 地方揮発油譲与税	1 1 ページ上段
	2 項 自動車重量譲与税	1 1 ページ中段
	3 款 利子割交付金	1 1 ページ中段
	4 款 配当割交付金	1 1 ページ下段
	5 款 株式等譲渡所得割交付金	1 2 ページ上段
	7 款 ゴルフ場利用税交付金	1 2 ページ中段
	8 款 自動車取得税交付金	1 2 ページ中段
	1 0 款 地方交付税	1 2 ページ下段
	1 1 款 交通安全対策特別交付金	1 3 ページ上段
	1 2 款 分担金及び負担金のうち	
	1 項 分担金	1 3 ページ中段
	2 項 負担金	1 3 ページ下段
	1 3 款 使用料及び手数料のうち	
	1 項 使用料	1 4 ページ上段
	2 項 手数料	1 4 ページ下段から 1 5 ページ上段
	1 4 款 国庫支出金のうち	
	1 項 国庫負担金	1 5 ページ中段
	2 項 国庫補助金	1 5 ページ下段
	3 項 国庫委託金	1 6 ページ上段
	1 5 款 県支出金のうち	
	1 項 県負担金	1 6 ページ中段
	2 項 県補助金	1 6 ページ下段から 1 7 ページ上段
	3 項 県委託金	1 7 ページ下段
	1 6 款 財産収入	1 8 ページ上段
	1 7 款 寄付金	1 8 ページ中段
8 番議員	先程説明がありましたフィンランドヴィリッジの関係ですが詳細な説明をお願いいたします。	
総務課長	町長の挨拶のなかにも懸案事項のひとつとしてあった訳でございます。4 月 2 日に臨時株主総会を行なったなかで解散ということが決定されております。ただし、そのなかで株主の一人が購入の申し出があったということでございます。その方の取り扱いをどうするかということを経営の弁護士さんと協議した結果、若干の時間をいただいたなかで結論を最終的に待つということになっております。それがフィンランドのキリスト教会というところと、別荘地を持たれている方が仲介されて、この案件に至っております。いずれに	

	<p>しましても、ただ時間が経過するだけでは解決に至らないということでございますので、なるべく早い結論をとということで双方にお願いしているところでございます。なお地主さんとの交渉につきましては個別に行なっております。先般の2分の1の額でぜひ必要な部分の再契約をお願いしたいということで進んでおります。その教会と地主さんとの交渉については、最終的に町は介入しないということで、現在の状況を打破するだけのことにつきましてお互いに協議をしているということでございます。</p>
8 番議員	<p>そうすれば過年度の未払い金の関係は新たな方が支払いをしていただけるかどうか、その点いかがですか。</p>
総務課長	<p>過年度の未払い金は今回予算計上でさせていただいて、100万円減額の予算計上でございます。今年も入金にならなかったということございまして、22,23,24年度の計300万円あるということでございます。この負債をどうするかという話につきましては、まだ協議中のなかでございます。会社そのものが現在倒産という状況でございますので、弁護士さん同士の結論を待ちたいと考えております。</p>
議 長	<p>18款 繰入金のうち 1項 特別会計繰入金 18ページ下段 3項 基金繰入金 19ページ上段 20款 諸収入のうち 1項 預金利子 19ページ中段 4項 雑入 19ページ下段から20ページ上段 21款 町債 20ページ下段</p> <p>【歳出】 2款 総務費のうち 1項 総務管理費 21ページから23ページ上段 2項 徴税費 23ページ下段から24ページ上段</p>
10 番議員	<p>1目の19節で地方税滞納整理機構負担金が8万2千円の減額であります、63万2千円になると思いますが、その確認と実際の仕事はどうだったかを伺います。</p>
総務課長	<p>地方税滞納整理機構への委託でございますが3件委託し、計63万2千円ということで予算化させていただいたものでございます。最終精算として8万2千円の減額を今回お願いするというものでございます。実際どういう結果で成果が上がったかということでございますが、今回の3件につきましては分割納入、計画納入での徴収というところにとどまっております。最終精算が現在行われておりませんが、昨年のような大口の収納ということには至っておりま</p>

	せん。
10 番議員	3 件を地方税滞納整理機構にお願いしたということで、分割と計画の納入という話でございますが、この 3 件は元々そういった分割とか計画ということはなかった皆さんでしょうか。
総務課長	町の方でも鋭意努力しておりますが、この 3 件については誠意ある計画納入の誓約書を取り交わした訳でございますが、実際は納入には至らなかったというような事例でございます。こういった大口でかつ悪質と言いますか、重大な滞納者につきましては地方税滞納整理機構にお願いしているということでございます。やることについてはほぼ同じ滞納整理の手法を取られるとおもいますが、いずれ町内の方の滞納整理というなかにおきまして、このような滞納整理に至ったという状況であります。
議 長	<p>3 項 戸籍住民登録費 2 4 ページ中段</p> <p>4 項 選挙費 2 4 ページ下段から 2 5 ページ上段</p> <p>5 項 統計調査費 2 5 ページ下段</p> <p>3 款 民生費のうち</p> <p>1 項 社会福祉費 2 6 ページから 2 9 ページ上段</p>
10 番議員	26 ページ社会福祉費で 14 節の使用料及び賃借料ですが、タクシー利用助成事業が 81 万円の減額ということですが実績をお願いいたします。
町民課長	タクシー利用助成事業につきましては昨年の 10 月から開始したところでございます。1 枚 600 円で予め利用券をお買い求めいただき最高 1,500 円まで使えるという制度であります。実販売枚数は 610 枚でございました。これは払い戻し後の数字でございまして、使用枚数も 610 枚でございます。合計 68 万 9 千 980 円というご利用をいただいたということでございます。600 円の券の代金に対して 610 枚、68 万 9 千 980 円を平均しますと 1,131 円ですので、約 2 分の 1 程度の補助かなと、ただ 1,500 円を超える部分についてはカウントしてございませんので、その点の実態については今後詳細にということでございます。本年は 4 月からフル稼働となりますので、改めて利用状況を詳しく調査してまいりたいと考えております。
10 番議員	今ちょっと分からなかったことは、販売が 610 枚で使用が 610 枚ということですが、このなかに戻りがあるのか説明をお願いします。
町民課長	実際の販売は現在払い戻しをしておりますが、808 枚販売し 610 枚をご利用いただいたということでございまして、その差について払い戻し対象であるということでございます。払い戻しについては柔軟な対応しておりますけれども、現在まだ払い戻しをされない方もおるということでございまして、電話等で連絡し整理中のものもでございます。
議 長	2 項 児童福祉費 2 9 ページ下段から 3 1 ページ上段
5 番議員	4 目の報償費について説明をお願いします。

<p>子育て支援課長</p>	<p>子育て支援費のなかの報償費 21 万 5 千円ですが結婚相談事業を実施するなかで、うまく話しが進んで結婚まで至った場合に、その仲介をされた方に差し上げるお金になっていますが、毎年 1 組程度分を予算計上させていただきますが、24 年度については結婚まで至るケースがなかったということで、全額補正で減額ということでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>4 款 衛生費のうち 1 項 保健衛生費 3 1 ページ下段から 3 2 ページ上段 2 項 生活環境衛生費 3 2 ページ下段から 3 3 ページ 5 款 農林水産費のうち 1 項 農業費 3 4 ページから 3 5 ページ上段 2 項 林業費 3 5 ページ下段から 3 6 ページ上段 6 款 商工費 3 6 ページ下段から 3 8 ページ上段 7 款 土木費のうち 1 項 土木管理費 3 8 ページ下段 2 項 道路橋梁費 3 9 ページ 8 款 消防費 4 0 ページ上段 9 款 教育費のうち 1 項 教育総務費 4 0 ページ中段 2 項 小海小学校費 4 0 ページ下段から 4 1 ページ 3 項 社会教育費 4 2 ページ 4 項 保健体育費 4 3 ページ 1 0 款 災害復旧費 4 4 ページ上段 1 1 款 公債費 4 4 ページ中段 1 2 款 予備費 4 4 ページ下段 その他全体を通じて質疑のある方はございますか。 これで質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第 9 「報告第 5 号」</u></p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第 9、報告第 5 号 「平成 24 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」 を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
<p>（事務局長朗読）</p>	
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
<p>（町民課長説明）</p>	

議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で各款ごとに行ないます。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【歳入】</p> <table border="0"> <tr><td>1 款</td><td>国民健康保険税</td><td>8 ページ上段</td></tr> <tr><td>2 款</td><td>使用料及び手数料</td><td>8 ページ中段</td></tr> <tr><td>3 款</td><td>国庫支出金</td><td>8 ページ下段から 9 ページ上段</td></tr> <tr><td>4 款</td><td>県支出金</td><td>9 ページ中段</td></tr> <tr><td>5 款</td><td>療養給付費交付金</td><td>9 ページ下段</td></tr> <tr><td>6 款</td><td>共同事業交付金</td><td>10 ページ上段</td></tr> <tr><td>8 款</td><td>財産収入</td><td>10 ページ中段</td></tr> <tr><td>9 款</td><td>繰入金</td><td>10 ページ下段</td></tr> <tr><td>11 款</td><td>諸収入</td><td>11 ページ</td></tr> </table> <p>【歳出】</p> <table border="0"> <tr><td>1 款</td><td>総務費</td><td>12 ページから 13 ページ中段</td></tr> <tr><td>2 款</td><td>保険給付費</td><td>13 ページ下段から 16 ページ上段</td></tr> <tr><td>5 款</td><td>老人保健拠出金</td><td>16 ページ下段</td></tr> <tr><td>8 款</td><td>保健事業費</td><td>17 ページ</td></tr> <tr><td>9 款</td><td>基金積立金</td><td>18 ページ上段</td></tr> <tr><td>10 款</td><td>諸支出金</td><td>18 ページ中段</td></tr> <tr><td>11 款</td><td>予備費</td><td>18 ページ下段</td></tr> </table>	1 款	国民健康保険税	8 ページ上段	2 款	使用料及び手数料	8 ページ中段	3 款	国庫支出金	8 ページ下段から 9 ページ上段	4 款	県支出金	9 ページ中段	5 款	療養給付費交付金	9 ページ下段	6 款	共同事業交付金	10 ページ上段	8 款	財産収入	10 ページ中段	9 款	繰入金	10 ページ下段	11 款	諸収入	11 ページ	1 款	総務費	12 ページから 13 ページ中段	2 款	保険給付費	13 ページ下段から 16 ページ上段	5 款	老人保健拠出金	16 ページ下段	8 款	保健事業費	17 ページ	9 款	基金積立金	18 ページ上段	10 款	諸支出金	18 ページ中段	11 款	予備費	18 ページ下段
1 款	国民健康保険税	8 ページ上段																																															
2 款	使用料及び手数料	8 ページ中段																																															
3 款	国庫支出金	8 ページ下段から 9 ページ上段																																															
4 款	県支出金	9 ページ中段																																															
5 款	療養給付費交付金	9 ページ下段																																															
6 款	共同事業交付金	10 ページ上段																																															
8 款	財産収入	10 ページ中段																																															
9 款	繰入金	10 ページ下段																																															
11 款	諸収入	11 ページ																																															
1 款	総務費	12 ページから 13 ページ中段																																															
2 款	保険給付費	13 ページ下段から 16 ページ上段																																															
5 款	老人保健拠出金	16 ページ下段																																															
8 款	保健事業費	17 ページ																																															
9 款	基金積立金	18 ページ上段																																															
10 款	諸支出金	18 ページ中段																																															
11 款	予備費	18 ページ下段																																															
(質疑なし)																																																	
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。																																																
(質疑なし)																																																	
議 長	これで質疑を終わります。																																																
<u>日程第 10 報告第 6 号</u>																																																	
議 長	<p>日程第 10、報告第 6 号 「平成 24 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」 を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>																																																
(事務局長朗読)																																																	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。																																																

(町民課長説明)																																								
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、各款ごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 款</td> <td style="width: 80%;">保険料</td> <td style="width: 10%;">7 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>2 款</td> <td>使用料及び手数料</td> <td>7 ページ中段、下段</td> </tr> <tr> <td>3 款</td> <td>国庫支出金</td> <td>8 ページ上段、中段</td> </tr> <tr> <td>4 款</td> <td>支払基金交付金</td> <td>8 ページ中段</td> </tr> <tr> <td>5 款</td> <td>県支出金</td> <td>8 ページ下段</td> </tr> <tr> <td>6 款</td> <td>サービス収入</td> <td>9 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>7 款</td> <td>財産収入</td> <td>9 ページ中段</td> </tr> <tr> <td>8 款</td> <td>繰入金</td> <td>9 ページ下段から 10 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>10 款</td> <td>諸収入</td> <td>10 ページ下段</td> </tr> </table> <p>【歳出】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 款</td> <td style="width: 80%;">総務費</td> <td style="width: 10%;">11 ページ上段、中段</td> </tr> <tr> <td>2 款</td> <td>保険給付費</td> <td>11 ページ下段から 18 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>3 款</td> <td>地域支援事業費</td> <td>18 ページ下段から 19 ページ</td> </tr> <tr> <td>5 款</td> <td>基金積立金</td> <td>20 ページ上段</td> </tr> </table>	1 款	保険料	7 ページ上段	2 款	使用料及び手数料	7 ページ中段、下段	3 款	国庫支出金	8 ページ上段、中段	4 款	支払基金交付金	8 ページ中段	5 款	県支出金	8 ページ下段	6 款	サービス収入	9 ページ上段	7 款	財産収入	9 ページ中段	8 款	繰入金	9 ページ下段から 10 ページ上段	10 款	諸収入	10 ページ下段	1 款	総務費	11 ページ上段、中段	2 款	保険給付費	11 ページ下段から 18 ページ上段	3 款	地域支援事業費	18 ページ下段から 19 ページ	5 款	基金積立金	20 ページ上段
1 款	保険料	7 ページ上段																																						
2 款	使用料及び手数料	7 ページ中段、下段																																						
3 款	国庫支出金	8 ページ上段、中段																																						
4 款	支払基金交付金	8 ページ中段																																						
5 款	県支出金	8 ページ下段																																						
6 款	サービス収入	9 ページ上段																																						
7 款	財産収入	9 ページ中段																																						
8 款	繰入金	9 ページ下段から 10 ページ上段																																						
10 款	諸収入	10 ページ下段																																						
1 款	総務費	11 ページ上段、中段																																						
2 款	保険給付費	11 ページ下段から 18 ページ上段																																						
3 款	地域支援事業費	18 ページ下段から 19 ページ																																						
5 款	基金積立金	20 ページ上段																																						
10 番議員	<p>基金が 24 年度で 349 万 2 千円の積立てということですが、これによって 24 年度末の基金合計はどれ位になったかということと、先程基金を取り崩した話で 100 万円の充当先の説明をお願いします。</p>																																							
町民課長	<p>基金の状況でございますが町単独の支払準備基金的な基金につきましては、23 年末で 2,045 万 7 千円ございまして、本補正で 100 万円取り崩しまして 1,945 万 7 千円になるという見込みでございます。県から財政安定化のために補助を受けて造成した基金がございます。これは 24 年度で積立てて取り崩すというものでございまして、349 万 1 千円を積立てまして、24 年度分の取崩しが 118 万 1 千円でございます。これは 3 年間、24、25、26 年度のなかで 3 回に分けて取り崩すという、予め予定されたものでございます。そうしますと 24 年度末総合計で 2,275 万 8 千円の基金残高見込みということでございます。基金繰入金、介護保険支払準備基金繰入金 100 万円を計上したところでございますが、本補正、最終専決でございますが、ほぼ決算に近い状態になるということでございます。この 100 万円を入れないと、予備費が生じないということから 100 万円を入れて、かろうじて予備費が 35 万 5 千円で繰越金を確保したという仕組みになっております。給付費と実際の収入の財務処理上の収支を合わせるという必要がある関係で 100 万円を増額させてい</p>																																							

	ただきたいというものでございます。
10 番議員	介護保険事業計画の 4 期は 24 年度が最終年度で、25 年度から 5 期が始まったと思いますが、そういうなかで町独自の基金が 1,900 万円越えであるという点について、どう考えるのかということと、今の 100 万円ですが特定財源として、どこに充当されるのかという点についてですが、一般財源化されているのかということをお聞きしたいと思います。
町民課長	100 万円の基金繰入ですが、これはご指摘のとおりでございまして収支差額を埋めるためのものでございます。これを入れないと繰越金がでないということですので、どうしても必要なものでございます。介護保険事業計画の期別でございしますが、第 5 期が 24 年度から 26 年度までで、第 4 期の最後の段階で約 2,000 万円の剰余金あったということで、これらを加味して第 5 期の介護保険料を決めたということでございますので、これについては 3 年で取崩しければ計算がぴったりということでございます。
議 長	6 款 諸支出金 20 ページ中段 7 款 予備費 20 ページ下段 その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 ここで 14 時 10 分まで休憩といたします。 (時に 13 時 51 分)
<u>日程第 11 「報告第 7 号」</u>	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (時に 14 時 10 分) 日程第 11、報告第 7 号 「平成 24 年度小海町農業集落排水特別会計補正予算 (第 3 号) について」 を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(産建課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、各款ごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 2 款 使用料及び手数料 6 ページ上段

	4 款 繰入金 【歳出】 1 款 農集排施設費	6 ページ下段 7 ページ
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。 (質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。	
<u>日程第 1 2 議案第 2 2 号</u>		
議 長	日程第 12、議案第 22 号 小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 (町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。	
<u>日程第 1 3 議案第 2 3 号</u>		
議 長	日程第 13、議案第 23 号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手を願います。	
3 番議員	今、行革の話がありました。具体的に小海町はクリアできるのかお聞かせ下さい。	
総務課長	行革配分 2 つございまして、1 つは給与水準、1 つは職員数の減でございます。	

	<p>す。職員数の減につきましては平成5年から9年、それと20年から24年を比べましたところ、約10人近くが減になっておりまして82%位ということでございますので、18%位減になっているのではないかとということです。これが国の基準だどのように評価されるかは現在分かっておりませんが、ひとつ言えるのは行革の実績が出ているのではないかとということです。もうひとつの給与水準でございます。現在国と比べた場合、国の方で減額措置を行なっている関係で国を100とした場合、小海町では106.8ということになっておりますので、この6.8を減らして国より下回る措置を講じないと、これについてはクリアできないのかなと考えております。いずれにしる国の方で正しい計算方法と言いますか試算方法を示してございませんで、全体のパイをどう配分するのかということにつきまして分かっていないというのが現状でございます。</p>
3番議員	<p>そうすると国の査定待ちということですね、はい分かりました。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第14議案第24号</u></p>	
議長	<p>日程第14、議案第24号 「小海町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
<p>(総務課長説明)</p>	
議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p><u>日程第15「議案第25号」</u></p>	
議長	<p>日程第15、議案第25号 「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	

議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
7番議員	先程資料の17ページに総額1,652万1千円とありますがこれら全て網羅した場合に、106.8%以下になるのかどうかお聞きいたします。
総務課長	これを完全実施した場合でございますが、1,652万1千円の影響がございますが、果たして国の100に届くかどうかということにつきましては、現在試算の段階でございまして、100以下になるであろうということで進めております。
10番議員	本件に対して町長は招集の挨拶で職員の協力を得てと言われました。具体的にどのように提案に至ったのかお願いいたします。
町長	町には職員労働組合という組織がございます。労働条件、給与といったことにつきましては、常に労使ともに協議しながら合意のもとで、事を進めていくということが基本的な考え方となっております。職員労働組合、職員にしてみれば士気、生活の問題といったことから、こういったカットについては避けてもらいたいということでございます。ただし平成25年度の予算につきましても35億8,000万円程を計上してございますが、そのうち15億8,200万円、約44%が地方交付税ということでございますし、先程補正予算、専決を上程いたしました。そのなかでも約18億円、45%以上が地方交付税であります。地方交付税の減額ということは町の行政を進めていくことにおいて非常に大きな負担になるといったことから、その皺寄せが町民の皆さんにいくといったことはあいまかりならんといった基本的な考え方がございます。そういった意味から組合側と何回か交渉を行ない、やむなく苦渋の選択ということで今回ご提案申し上げました。誰もが喜んで合意をしたということではありませんが、公務員としてまた町職員として町民と共に頑張っていくという主旨からご理解をいただいたと、町長として理解をしております。
7番議員	先程、総務課長ははっきりおっしゃられませんでした。1,600万円の減額に対して国からの再配分がまだどれ位か分からないということであったと思いますが、100%クリアして初めて配分されるということだと思いますが、例えば100%クリアできなければ交付されないということもあると思います。その点の現状の数字はつかめないのですか。
総務課長	現在分かっている国の方針が、8,500億円のパイに対しまして3,000億円だけ新たに再配分するというところでございます。7月より、この給与減額措置が全国の自治体で行なわれることを想定し、これを取りまとめたなかでどうするか判断をするのではないかとということで、通常の普通交付税の算定が7

	月となっておりますので、7月以降取りまとめたなかで、この加算額についてどういった措置をするかという結論が出るのではないかと考えております。現在はその環境づくりと言いますか、少しでも交付税の減額を減らすという措置努力をし、こういう条例改正をお願いしたということでございます。
7番議員	交付税の減額と言いましたが、交付税が余分にくるという努力ということではないですか。どれ位ということも全然つかめないのですか。
総務課長	約2,500万円が減額の対象になるのではないかと試算しております。そのうち全部をクリアしたとしても、35%しか再配分がございませんので、最終的に2,500万円だとなりますと1,600万円から2,000万円の間がカットされるのではないかと、見込み的には500万円程度、あるいは1,000万円に届くかという数字で再配分が若干ではございますが、あると期待をしているということです。
7番議員	国に協力してもメリットがないということですね。職員を泣かせても、それ程効果がないということですか。
総務課長	全部のパイが8,500億円でございます。そのうち5,500億円が防災減災事業に充てられるということでございます。震災の復興、あるいは防災事業等を優先し充てるということでございますので、国の交付計画にのっとったなかでの今回の財源確保ということになっております。これが全て再配分されるということは考えにくいということでございます。再配分があったとしても、わずかな再配分しか得られないということでございますので、職員給与削減してまでやる必要があるかということにつきましては、町長申し上げたとおり苦渋の選択ということでございます。
議長	これで質疑を終わります。 ここで15時10分まで休憩とします。 (時に14時53分)
<u>日程第16 議案第26号</u>	
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (時に15時10分) 日程第16、議案第26号 平成25年度小海町一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。

	<p>歳入歳出とも補正予算書で各款あるいは各項ごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>【歳入】</p> <p>14款 国庫支出金 7ページ上段 15款 県支出金 7ページ中段 20款 諸収入 7ページ下段</p>
9番議員	<p>雑入で宝くじ助成金ということですが使い道は決まっていますか。</p>
総務課長	<p>宝くじの収益をこういった事業に充てるということをごさいます、例えば自治会だとか町内会のコミュニティの活性化などのイベントのソフトを中心にこの事業について配分があるということをごさいます。</p>
議長	<p>【歳出】</p> <p>1款 議会費 8ページ上段 2款 総務費のうち 1項 総務管理費 8ページ下段から9ページ</p>
9番議員	<p>9ページの9節、12節の地域おこし協力隊募集ですが、募集人員数などの計画はありますか。詳しい計画があるようでしたらお願いします。</p>
総務課長	<p>今回の補正で地域おこし協力隊の募集経費につきまして先行的に計上させていただいたところをごさいます。これにつきましては来年度定住促進の一環として町外から町へ来ても良いという、そういった方を今年中にこの事業のなかで見つけ出し、うまくマッチングが合えば3名程来年から町の方で活動していただきたいと思ひます。将来的には3年間位に定住に結びついていただきたいということも含めまして、今回仕込みを行なう、この経費について計上させていただきました。計画の全体像については、これからということをごさいます。</p>
9番議員	<p>人選ですが、町の方で行うのかお願いします。</p>
総務課長	<p>非常に相思相愛のマッチングが重要だというなかで、人選については町の臨時職員に委嘱をしてということになりますので、町の方で最終的に決定ということになります。</p>
議長	<p>2項 徴税費 10ページ上段 3項 戸籍住民登録費 10ページ下段 4項 選挙費 11ページ上段</p> <p>3款 民生費のうち 1項 社会福祉費 11ページ下段 2項 児童福祉費 12ページ</p> <p>4款 衛生費のうち 1項 保健衛生費 13ページ上段 2項 生活環境衛生費 13ページ下段から14ページ上段</p>

	<p>5 款 農林水産費のうち</p> <p>1 項 農業費 14 ページ下段から 15 ページ上段</p> <p>2 項 林業費 15 ページ下段から 16 ページ上段</p> <p>6 款 商工費 16 ページ下段から 17 ページ上段</p>
3 番議員	<p>イベント備品整備事業とありますが、私の地区でも年に2度、毎年イベントを開いていますが、この備品は我々も借りてイベントに利用できるものかどうか、お聞きします。</p>
産建課長	<p>コーンですけれども、よく駐車場整理する時に使用する三角形の赤いコーンでございます。コーンとバ、法被等を買う内容になっております。</p>
議 長	<p>7 款 土木費のうち</p> <p>1 項 土木管理費 17 ページ下段</p> <p>2 項 道路橋梁費 18 ページ上段</p> <p>3 項 都市計画費 18 ページ下段から 19 ページ上段</p> <p>8 款 消防費 19 ページ中段</p> <p>9 款 教育費のうち</p> <p>1 項 教育総務費 19 ページ下段</p> <p>2 項 小海小学校費 20 ページ上段</p> <p>3 項 社会教育費 20 ページ下段から 21 ページ上段</p> <p>10 款 災害復旧費 21 ページ中段</p> <p>12 款 予備費 21 ページ下段</p> <p>給与明細書 22 ページから 24 ページ</p>
8 番議員	<p>職員が一人多くなっています。町長に伺いたいと思います。公社との関連を考えた場合には基本的にどのように考えているか。今回も募集しているということで、何故に職員を増員するかということをご説明お願いします。</p>
町 長	<p>まず1名の増でございますが、現在県へ職員1名を派遣しております。その1名を当初予算で落としてしまったということで、今回お願いをするものでございます。基本的な考え方でございますが、開発公社につきましても再建検討委員会のなかで色々ご議論を頂戴いたしました。正規職員から臨時職員へ、あるいはそういったことによって経費の節減等を図り、健全な運営をしていったらどうかといった答申書を頂戴したことも事実でございます。そういったなかで今限られた職員のなかで配置し、県から1名派遣をいただき、また勉強のために県へ1名派遣するといった形を取らせていただいております。現在職員を募集しているということでございますが、これにつきましては前期は保健師の採用をお願いしたいということでございます。昨年1名増員ということで、保健福祉といった部門を充実するために採用いたしました。12月末をもって1名の方が退職をいたしました。又来年の3月保健師が1名定年退職ということでございます。なくてはならない部署につきまし</p>

	<p>ては、きちんとした募集をし町民の福祉保健を守る、また一般職につきましては2名程退職を予定しております。そういったなかで若干名補充をしていきたいということで、第2次として今後募集していきたいということでございます。必要などころにはきちんとした人員配置をし、そして行政改革を進めながら町民の期待に応える、また住民福祉の向上に努めて行くといった基本的な考え方で今後も進めていきたいと考えております。</p>
2番議員	<p>給与明細費の議員の共済費について伺います。今現在町村議員は共済費はかけていないし、年金の対象にもなっていないと思いますが、それが議員の共済費のなかでいくと人件費としてトータルで4,748万3千円ということで、多分ここに出席している議員は対象外だと思います。そのなかで人件費だけ見ると小海の議員トータル4,748万3千円となり、以前の議員さんが対象となっていますので、この1,270万6千円を総務費の負補交に振り分ける訳にはいかないのですか。</p>
総務課長	<p>制度が廃止になってこういった形になった訳でございますが、いずれにせよ人件費の一部でございますので議会費として計上されておりますので、こういった形を今後も取らせていただきたいということでございます。</p>
議長	<p>その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p>
9番議員	<p>17ページの商工費のなかの15節のお子安さんの遊歩道整備がありますが具体的な事業計画と18ページの2目のなかに川平橋とありますが、川平にはいくつか橋がありますが、全部やるのか説明をお願いします。</p>
産建課長	<p>お子安さんの遊歩道整備でございますが全体で遊歩道が100m近くございますが、現在20m程転落防止柵が設置されており、残り79mに転落防止柵を設置したいというものでございます。急な箇所があり、そこにプラスチックの階段を33m、66段設置するものでございます。計237万円の事業費になります。川平橋の場所ですが、バス停の1番最初の橋を過ぎて2番目の橋でございます。</p>
10番議員	<p>20ページをお願いしたいと思いますが学校管理費のバルコニーの手すり壁修繕ですが、どんな事業かということと、教育振興費の国際交流員の関係の説明をお願いいたします。</p>
教育長	<p>学校管理費の13節ならびに15節のバルコニーの手すり壁修繕ということで170万円の予算計上をお願いしています。これにつきましては冬にバルコニーの壁に傾きが現れたということで、当初予算でその原因を調査する委託料を計上させていただきました。4月末から5月の連休において実施させていただきました。費用的には162万7千円でございます。その結果といたしまして、ひび割れより雨水がコンクリートのなかに入りましてコンクリートを劣化させたということが原因でバルコニーの壁が傾いてしまったということとあります。それに関しまして、工法としましては傾いた部分のコンクリ</p>

	<p>ートに鉄筋を増やしコンクリートの壁を再度復旧いたします。それ以外の場所にもひび割れがございますので、それに関しましては樹脂等を注入し、今後雨水が壁のなかにはいらないよう工事を行なうものでございます。教育振興費で国際交流員の関係でございますが、現在おりますピーターブサード氏が当初予算編成時には帰国という話は聞いていませんでしたが、2月頃になりまして色々な事情がありましてアメリカに帰国したいということになりました。7月末ということでございますので8月からはこの事業は継続したいということで、旅費に関しましては28万円見ております。これは今現在お願いしていますピーターさんの帰国旅費でして、全額町負担で帰国していただきます。19節におきましては、日本全国でこのような時期においでいただきますので、自治体国際化協会に一括でお願いし、小海町もお願いしております。ここには国庫補助がつくということで15万円程度の負担金で入国していただけるものと、入国後3日間日本での研修もしていただけるということで、今回お願いしたものでございます。</p>
8番議員	<p>2点程お願いしたいと思います。始めに18ページの土木費の工事請負費の関係、2点目は14ページのそばの里事業についてお聞きしたいと思います。始めに18ページの川平橋ですが、東馬流橋の方の説明によりますとお金が余ったということで振替えとして川平橋の修繕をしたいという説明をいただきましたが、どのような状況のなかで決定されたかお聞きしたいと思います。</p>
産建課長	<p>小海町に約100の橋がありますが、2年前に専門家の方に目視ですとか調査をしていただきまして、6年の間に補助をいただいて整備する順番を決めました。そういうなかで危険な順からやっていきたいということで、1番危険であるのが東馬流橋、次に川平橋が危険ということで実施したいということでございます。補助金700万円がついてきていますので300万円で設計、400万円の工事費ということで振り分けました。工事費400万円ではできないと思いますので、25年度の予算のなかで大明神橋の予算が余る予定でございますので、それを充当してやっていきたいと考えております。</p>
8番議員	<p>私は昨年これからはインフラ整備をしていかなければならないという質問を申し上げ、特に橋について話をいたしました。そういったなかで今回のようなインフラ整備の順位が決まっているということで理解してよろしいですか。</p>
産建課長	<p>そういった理解でよろしいかと思えます。いずれ順番が決まっています。国庫補助金で6年毎ということで、6年後にはもう1度、100の橋を見直します。修繕した橋は安全だということになりますが、残った橋は6年毎に見直しして順番を決め実施していきたいというものでございます。当面この6年間では川平橋、梨の木橋、荒倉橋、滝下橋が危険度が出ておりまして、順番にやっていくということになっております。</p>

8 番議員	<p>続きまして 14 ページのそばの里の関係でございますが、広報費費用で 51 万円、報償費で講師料 21 万円で合計 72 万円計上されております。どのようなことをやるのかということの詳細な説明と、この 3 月の時点で私の記憶では、過年度からの累積したものが 4 t から 5 t あると説明をお聞きしたと思いますが説明をお願いします。</p>
産建課長	<p>そばの里づくり事業の内容ですが、ソフト事業ということで事業費 72 万円に対しまして、補助が 4 分の 3 つく予定です。県の元気づくり事業に申請しましたが、その内容を申し上げます。そばの栽培調理の体験ということで、そば打ちの講師の謝礼や広報印刷費、そば打ち体験の材料費などで 13 万円、次に小学生のそば打ち体験が 3 回程予定したということで、材料費も含めて 21 万円、次はそばのメニューの販売促進ということで広告費ですとか宣伝ののぼりの製作や試作品の材料代、コンテストをやりたいということで、それを合わせて 38 万円ということで、合計 72 万円の事業計画になっております。次にそばの状況でございますが、乾そばはお葬式会場で使われておりまして、約半分ははけてございます。粉で残っているものも、ある程度粉で売れますが、1 年しか持ちませんので、乾そばにしますともう 1 年持つということで、乾そばに向けてやっていきたいと考えております。乾そばがはけているということで少し安心しているという状況でございます。</p>
3 番議員	<p>7 ページの公共土木災害復旧費負担金で補正額 200 万円で作業員単価増によると書いてありますが、指名競争入札か一般競争入札か知りませんが、単価が上がってきたということですか。</p>
産建課長	<p>これは災害復旧の関係で補助がつく関係ですが、10 款の災害復旧費で 884 万円増にしたという理由ですが、普通作業員の単価が平成 25 年の 4 月 1 日から普通作業員だけで見ますと 18% 位上がったという状況でございます。凍上災害工事の設計は、4 月 1 日以降の入札になった場合は 4 月 1 日の単価を使用するよう指示がきまして、4 月 1 日付けで普通作業員の単価が上がりましたので、凍上災害の設計をやり直しまして、その分が約 4% で 884 万円増えたということでございます。収入として国庫補助分 200 万円を計上したということでございます。</p>
3 番議員	<p>4 月以降の入札の金額が上がってきたということで補正を組んだということですか。</p>
産建課長	<p>そういうことでございます。</p>
議長	<p>これで質疑を終ります。</p>
<p><u>日程第 17 「請願・陳情等」</u></p>	
議長	<p>日程第 17、陳情第 1 号から陳情第 4 号についてを議題と致します。</p>

	今定例会で受理した請願・陳情はお手元に配布したとおりであります。 請願・陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いいたします。
<u>【質疑終了】</u>	
議 長	以上をもちまして、報告、議案に対する質疑を終結いたします。
<u>【常任委員会付託】</u>	
議 長	本日、議題としてまいりました報告第 2 号から第 7 号、議案第 22 号から第 26 号、陳情第 1 号から陳情第 4 号は、会議規則第 39 条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしくご審議の程をお願い申し上げます。
<u>散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 一般質問は 6 日、午前 10 時から行います。 これにて本日は、散会といたします。 ご苦労様でした。 (時に 16 時 00 分)